

2021年2月

各位

株式会社中国新聞サービスセンター
広島市西区商工センター7-6-30
TEL082-244-1771

消費税総額表示の義務化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う消費税課税事業者へ対して2021年4月1日以降、チラシや値札などに価格を表示する際は消費税額（地方消費税額を含む）を含む総額表示が義務化されます。2013年10月1日から2021年3月31日まで適用される「消費税転嫁対策特別措置法」が失効するためです。

詳細は財務省、国税庁のホームページをご参照いただくか、お近くの税務署へご相談ください。

敬具

記

財務省ホームページ

<https://www.mof.go.jp/index.htm>

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

以上